

# 緑土木ミニギャラリー利用方法

## 1 趣旨

緑土木ミニギャラリーを利用する関係団体等の活動紹介などを通して、地域との文化・交流活動の支援・PR を目的とし、利用することができます。

## 2 場所

緑土木事務所(横浜市緑区十日市場町 876-13)内の階段室壁面

## 3 利用者

地域との文化・交流活動の支援・PR を目的とし、緑区にかかわる文化・交流活動を行っている個人・団体。

## 4 利用申し込み

ミニギャラリーの利用を希望する場合は、「緑土木ミニギャラリー利用申込書」を緑土木事務所に提出します。申し込みは随時受付し先着順とします。(利用期間は1か月を最長期間とします。)

なお、応募された展示内容について、ミニギャラリーの目的に反していないかについて判断を行い、支障なしと判断した場合には、これを受け付けるものとします。また、希望月が重複した場合等は、抽選で展示者を決定することとします。申し込みが同時の場合は、抽選で決定することとし、抽選後申込者へ結果を御連絡します。

## 5 利用時間

土木事務所開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

## 6 利用料金

無料

## 7 利用の許可

応募された展示内容について、ミニギャラリーの目的に反していない場合に許可するものとします。ただし、次の各号に該当するものを除きます。

- (1) 法令等、公序良俗に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 政治性、宗教性のあるもの
- (3) 社会問題についての主義主張
- (4) 個人又は法人の名刺広告

- (5) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (6) 物品の販売や募金その他これらのための広告をすること。
- (7) その他、展示として不相当であると土木事務所長が認めるもの

## 8 利用責任

利用者は展示作品を利用者の責任において管理し、展示作品に損傷または盗難等が生じて土木事務所では、一切の賠償の責を負いません。

## 9 受付の取り消し

受付後であってもミニギャラリーの目的に反すると判断した際には、利用の取り消しを行います。

## 10 利用の変更、キャンセルについて

申請について変更、キャンセルが生じた場合は速やかに御連絡ください。

## 11 その他

利用終了後は、次の申込者が利用できるよう片付け及び清掃をお願いします。